

令和5年4月1日

生徒、保護者の皆様

県立三条東高等学校長
川上 豪

本校のいじめ認知件数について（お知らせ）

令和4年度、いじめ防止対策推進法のいじめの定義に基づき、本校でいじめ事案として認知した件数は3件でした。

いずれの事案も解決しています。

本校のいじめ認知状況等について、ご不明な点がございましたら、学校までご連絡ください。

参考資料

いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

担当 教頭 早川 昌
電話 0256-38-6461（代表）